

機械に対する使用許諾範囲表

更新日：2023年6月1日

機械コード(「MC」ともいいます。)の使用には、この「機械に対するIBMの使用許諾範囲表」(以下「特則」といいます。)の条件が適用されます。本特則では、IBM または認定リセラーから取得した「ビルトイン・キャパシティー (「BIC」ともいいます。)」のタイプ別に、同意済みの考慮事項のために当該機械上での使用のために IBM が許諾した MC の使用許諾範囲についてのリストを提供します。以下の間で何らかの相違が生じた場合は、より制限の厳しい「使用許諾範囲」が優先的に適用されます。(i) 以下の表における使用許諾範囲の記載またはBICの一般的使用の記載、(ii) BICまたはMCの使用を制限、監視もしくは報告するIBMの技術的手段またはその他の手段による、使用許諾範囲のIBMの実際の実装。

IBM仮想化テクノロジーによってワークロードが制御されるIBM ZまたはLinuxONEの機械では、仮想化されたオペレーティング・システム(つまりGP、IFL、zIIP)に表示されているエンジン・タイプが以下の表の「ビルトイン・キャパシティーのタイプ」に適用されるものとします。

1. 使用許諾範囲表

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
System z機械	
汎用プロセッサ(「GP」)(または、中央プロセッサ(「CP」)、汎用処理キャパシティー、もしくはCP処理キャパシティーともいいます。)	あらゆるプログラムの実行
Integrated Facility for Linux (「IFL」)	以下の一部またはすべての実行 <ul style="list-style-type: none"> a. IBM z/VM製品および機能(「z/VM」)、z/VM Control Program(「z/VM CP」)、Group Control System(「GCS」)、Conversational Monitor System(「CMS」)、スタンドアロン・ユーティリティーDASD Dump/Restore、Device Support Facilities、Stand-Alone Dump、および Stand-Alone Program Loader(これらの製品および機能が、Linux on zまたはOpenSolarisオペレーティング・システムのサポートの下で実行された場合に限ります。) b. Linux on zまたはOpenSolarisオペレーティング・システム c. Linux on zオペレーティング・システムまたはOpenSolarisオペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム d. CMSまたはGCS下で実行される、あらゆるプログラム(z/VM Guest Machine で実行されているLinux on zもしくはOpenSolaris オペレーティング・システムのサポートの下、またはLinux on zまたはOpenSolarisオペレーティング・システム下で実行されるプログラムのサポートの下で、それらのプログラムが実行された場合に限ります。)
System z Application Assist Processor (「zAAP」)	以下の一部またはすべての実行 <ul style="list-style-type: none"> a. IBM SDK Semeru Runtime Certified Edition for z/OS(以前のIBM SDK for z/OS、Java Technology Edition)、およびJVMによって適切に起動されたIBM z/OSオペレーティング・システム(z/OS)基本エレメント。 b. Javaプログラミング言語で作成されたプログラムのJVM 変換(それらのすべてのトランザクションがJVMによって制御されている場合に限ります。) c. z/OSタスク・モードで実行中のz/OS XML System Services、およびそのXML System Servicesによって適切に起動されたz/OS基本エレメント。
System z Integrated Information Processor (「zIIP」)	以下の一部またはすべての実行

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
	<p>a. System Data Mover of z/OS (「SDM」)、およびSDMによって適切に起動されたz/OS 基本エレメント。</p> <p>b. z/OSおよびIBM の Common Information Model of z/OS(「CIM」)基本エレメント、およびCIMモデルを使用して管理資源と情報をやり取りするIBM以外の「CIMプロバイダー」のルーチン(CIM 基本エレメントまたはCIMプロバイダー・ルーチンによって適切に起動されたz/OSサービスなど。それらのz/OSサービスがCIM基本エレメントと同じアドレス・スペースで稼働する場合に限ります。)。CIM基本エレメントの決定に基づいて、CIM基本エレメントとの適時の通信を維持する必要がある、zIIP適格性を維持するための、IBM以外のCIMプロバイダーのルーチン。</p> <p>c. z/OS Workload Manager (「WLM」)エンクレーブ下のz/OSサービス要求ブロック(「SRB」)モード(「エンクレーブ SRB モード」)で実行中のz/OS XML System Services、およびそのXML System Servicesによって適切に起動されたz/OS基本エレメント。</p> <p>d. エンクレーブSRBモードで実行中のプログラムの一部またはそのプログラムの一部から適切に起動されたz/OS基本エレメント。ただし、以下の条件を満たす場合に限ります。(i)プログラムがIBMプログラムでない場合、プログラムの権利者がzIIP Application Programming Interface(「zIIP API」)の使用許諾をIBMから得ていること。また、そのプログラムでプログラムの権利者による仕様どおりにzIIP APIが使用されており、IBMから許諾されたzIIP APIの使用権に準拠していること。また、zIIPにディスパッチされたプログラム処理の割合が、プログラムの権利者が単独で定めた仕様でディスパッチ対象とされている処理の割合を超えていないこと。(ii)プログラムがIBMプログラムの場合、zIIPにディスパッチされたプログラム処理の割合がBICまたはMCの使用を制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段によってディスパッチ対象として指定された、当該処理の割合を超えていないこと。</p> <p>例えば、System z9、z10、z196およびz114以降のメインフレーム上でのzIIPの「使用許諾範囲」は、エンクレーブSRBモードで稼働し、TCP/IP接続によりDRDA (Distributed Relational Data Architecture)を使用してDB2 for z/OSにアクセスする場合、DB2 for z/OS(バージョン 8、9、10およびそれ以降のバージョン)によるネイティブSQLPL (Structured Query Language Procedural Language)要求処理の最大60%までとなります。この例では、プログラム(DB2 for z/OS)は、DB2内でBICまたはMCの使用を制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段による制限に従ってzIIP APIを起動しており、回避はありません。また、zIIPにディスパッチされるDB2 for z/OS命令の割合は、BICまたはMCの使用を制限、監視または報告するかかる技術的手段またはその他の手段によってディスパッチ対象として指定された割合を超えておらず、回避はありません。この例では、DB2 for z/OSによるその処理の部分のみが、zIIPの適格なワークロードとみなされます。</p> <p>さらに別の例としては、System z9、z10、z196およびz114以降のメインフレーム上でのzIIPの使用許諾範囲は、「CPU使用率のしきい値」に達した後の、DB2 for z/OS(バージョン 8、9、10およびそれ以降のバージョン)の長時間にわたって実行される並列クエリーの処理の最大80%までになります。これは、DB2 for z/OS Query Optimizer内でBICまたはMCを制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段による指定どおりの処理であり、回避はありません。注: IBMでは、System z機械のタイプごとに「CPU 使用率のしきい値」を設定しています。この例では、DB2 for z/OSによるその処理部分のみが、zIIPの適格なワークロードとみなされます。</p> <p>e. zGM/XRCに関連したz/OSのDFSMS SDMの処理(z/OSのDFSMS SDMによるz/OS基本エレメントの適切な起動を含みます)。</p> <p>f. zAAP上で実行を許諾されたプログラムの部分(機械にzAAPがインストールされていない場合に限ります。)。ただし、zIIP上のzAAP対応ワークロードのテストおよび移行する場合は除きます。</p>

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
	<p>g. IBM Z機械上のLinuxオペレーティング・システム・インスタンスで実行でき、その実行中にIBM z/OS Container Extensions(IBM zCX)サーバーで展開される、あらゆるプログラム。 BICまたはMCの使用を制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段により定義および制御されるとおりにLinux仮想化環境を実装するz/OSの一部として、 IBM zCXサーバーがIBMより提供されます。</p> <p>h. f条項に基づきJavaプログラムで起動・管理される場合、ネイティブ・ランゲージ・ライブラリーは、 Open Neural Network Exchange(ONNX)の人口知能モデルをコンパイルして作成されたプログラムを要求します。これには適格なONNXモデル・コンパイラーと、 z/OSプログラム・マネジメント・バインダーを使用して作成されたプログラムを使用する必要があります。このようにONNX人工知能モデルをプログラムにコンパイルする場合は全て、上記で定義した要素によってのみ制御されなければなりません。また、 z/OSで実行する人工知能モデル予測を実行する目的のみを意図したものでなければなりません。この実行には、 z/OS上で直接実行するために定義されたONNX演算子のみが含まれます。</p> <p>i. 提供されたJavaネイティブ・アプリケーション・プログラム・インターフェースを使用して起動された場合の、 z/OSのz AI Data Embedding Library。</p> <p>j. Pythonおよび以下のように定義されたPythonアプリケーション: 1) Python言語で作成され、 IBM Open Enterprise SDK for Python仮想マシンでの実行用に変換されたプログラム。ただしPython以外の外部コードへの移行の実行、 APIを介した起動の場合、または別のアプリケーションへの組み込みの場合を除きます。 2) IBM Open Enterprise SDK for Pythonに含まれるIBM提供のPython標準ライブラリー・コンポーネントの実行。および 3) AIとMLのワークロードをサポートする、 https://www.ibm.com/docs/en/python-zos/3.11?topic=SSCH7P_3.11.0/python-legal-pkgs.htmlに記載されているパッケージのPythonおよびネイティブ・コンポーネントの両方。 zIIPにディスパッチされたPython処理に対する当該zIIPの有効化は、 BICまたはMCの使用を制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段によってディスパッチ対象として指定された、当該処理の割合の70%を超えないものとします。</p>
<p>システム・リカバリー・ブースト「ブースト期間」中、汎用プロセッサ(「GP」)(または、中央プロセッサ(「CP」)、汎用処理キャパシティー、もしくはCP処理キャパシティーともいいます。)、および/または System z Integrated Information Processor (「zIIP」)。</p>	<p>BICまたはMCの使用を制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段により定義および制御される継続時間が限定されたシステム・リカバリー・ブースト期間中の、いずれかのプログラムの実行。</p> <p>システム・リカバリー・ブースト期間は、ブーストしている区画内で次のように発生する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> システムIPLブースト期間 – システムIPLブースト期間は、システムIPL中にのみ発生し、オペレーティング・システムの初期起動から、IPLの直後に発生するミドルウェア/プログラムの起動およびリカバリー処理までの期間と定義されます。システムIPLブースト期間は、IBMの技術的手段またはその他の手段により、最大60分間で、かつビジネス・オペレーション*1のサポートにおいて区画ごとのIPLが合理的な頻度に、制限されます。 システム・シャットダウン・ブースト期間 – システム・シャットダウン・ブースト期間は、システム・シャットダウン中にのみ発生します。システム・シャットダウンとは、proc IEASDBSを使用したシャットダウンの指示に始まり、その直後に発生するミドルウェアとオペレーティング・システムのアクションによりオペレーティング・システムの処理が終了するまでの期間と定義されます。システム・シャットダウン・ブースト期間は、IBMの技術的手段またはその他の手段により、最大30分間に、かつビジネス・オペレーション*1のサポートにおいて区画ごとのIPLの合理的な頻度に、制限されます。 リカバリー・プロセス・ブースト期間 – リカバリー・プロセス・ブースト期間は、ブーストごとに最大5分間に制限され、IBMの技術的手段またはその他の手段により、24時間ごとに区画あたり合計30分間(すべてのリカバリー・プロセス・ブーストにわたる総計)に制限されます。リカバリー・プロセス・ブースト期間は、z/OSオペレーティング・システムで制御されるイベントによってのみ開始され、終了されます。リカバリー・プロセス・ブーストの該当するイベントは以下のとおりに制限されます。

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	機械コードの使用許諾範囲
	<ul style="list-style-type: none"> ● HyperSwap ● カップリング・ファシリティ・データ共有メンバー・リカバリー ● カップリング・ファシリティ構造リカバリー ● シスプレックス区画化 ● SVCダンプ ● クライアントが選択したミドルウェア・リージョン用にミドルウェアの起動/再起動 ● HyperSwap構成ロード <p>前述のシステム・リカバリー・ブースト期間中、ブーストしている区画内で利用可能なプログラムは、フルキャパシティー・スピードで稼働している汎用プロセッサ上で実行される場合、またIBMの技術的手段により定義および制御されるzIIPエンジン上で実行される場合もあります。</p> <p>System IPL、システム・シャットダウン、HyperSwap、カップリング・ファシリティ・データ共有メンバー・リカバリー、カップリング・ファシリティ構造リカバリー、シスプレックス区画化のシステム・リカバリー・ブースト用に記載される前述の使用許諾範囲は、機械タイプ8561、IBM Zプロセッサのz15ファミリー、および当該ファミリーの後継世代にのみ適用されます。</p> <p>SVCダンプ、クライアントが選択したミドルウェア・リージョンのミドルウェア起動/再起動およびHyperSwap構成ロード用のシステム・リカバリー・ブーストに関する前述の使用許諾範囲は、機械タイプ3931、IBMプロセッサのz16ファミリー、および当該ファミリーの後継世代にのみ適用されます。</p> <p>*1 「IPLの合理的な頻度」とは、連続30日間でIPLが10回以下であることをいい、各IPLでは「システムIPL」およびまたは「システム・シャットダウン」のブースト期間が生じます。上記の「IPLの合理的な頻度」の定義にかかわらず、IPLが、データ破損の検証、分析、およびまたは復旧のみを目的としてエアギャップ環境で実行される場合は、Cyber Vaultなどの環境で、データ検証システムLPARに対してのみ、「IPLの合理的な頻度」は1日あたり12回以下とし、各IPLでは「システムIPL」およびまたは「システム・シャットダウン」のブースト期間が生じます。</p>
Power Systems機械	
汎用Power Systems機械のコア	あらゆるプログラムの実行
Linuxのみの機械のコア	<p>以下の一部またはすべての実行</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Power Systems機械で使用するためにIBMでサポートされるLinuxオペレーティング・システム。 b. (a)に定めるとおり、Linuxオペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム。
Power Integrated Facility for Linux	<ul style="list-style-type: none"> a. Power Systems機械で使用するためにIBMでサポートされるLinuxオペレーティング・システムの、1つ以上の専用論理区画における実行。 b. (a)に定めるオペレーティング・システム下で実行中のあらゆるプログラム。
Coherent Accelerator Processor Interface (「CAPI」)	CAPI入出力機能用のCAPI対応PCIeアダプターの使用。
IBMアプライアンス	
アプライアンス機械のコアまたはプロセッサ	あらゆるプログラムの実行。ただし、IBMから統合オフリングとして提供されるすべての「機械」および「プログラム」のコンポーネントがその統合オフリング内で維持される場合に限られます。

すべてのIBM製品ライン
(本表で別途指定されるものを含みます。これらは以下の使用許諾範囲表に追加されます。)

IBM指定の保守施設	IBM指定の保守施設をIBMが許可した方法でのみ使用することにより機械を保持するための機械コードの実行。
------------	--

2. 本特則の変更

IBMは本特則を随時変更できます。新規の使用許諾範囲は、既に取得されているか今後取得されるすべてのBICに適用されます。使用許諾範囲に対する追加の制約は、今後取得されるBICの使用許諾範囲のみに適用されます。今後取得されるBICの使用許諾範囲には次のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。(i) BICの使用許諾範囲の追加の取得、(ii) BICの使用許諾範囲の特性の変更(IFL から zIIP への変換など)、(iii) 有料/無料を問わず、既存のBICの使用許諾範囲の、ある製品ファミリーから後継製品ファミリーへの移行(アップグレードの一環として、zIIPをIBM System z196機械からIBM System zEC12機械に移行する場合など)。

本特則は上記の日付をもって発効し、従前の機械に対するIBMの全ての使用許諾範囲表に優先し、また本特則(または同等のもの)の新規バージョンが発効されるまで適用されます。本特則の最新の有効バージョンは、次のWebサイトで提供されています。http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code/aut.html

3. クライアント・リレーションシップ契約に適用されない追加条件

本特則が、2012年発効のIBM機械コードのご使用条件(以下「ご使用条件」といいます。コピーは、要求を受けてIBMから提供されます。)に関連して使用されている場合は、以下の追加条件が適用されます。

3.1 定義

本特則で定義されていない用語については、ご使用条件における定義が適用されます。

「使用許諾範囲 (括弧あり)」の以下の定義は、本特則で使用される用語「使用許諾範囲 (括弧なし)」に適用されます。

「**使用許諾範囲**」とは、本特則で指定された範囲、およびIBMの「技術的手段」によって実際に実装されるとおり、「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」にアクセスし、それを使用して特定のタイプの実行可能コードまたはその一部を処理するためのIBM「機械コード」の使用をいいます。

以下の「対象機械」の定義は、「使用条件」に記載の定義に置き換わるものとします。

「**対象機械**」とは、本「使用条件」に基づき「機械コード」が使用許諾される特定の「機械」をいいます。それぞれの「対象機械」は、「ライセンス」が取得または他者から譲渡されたシリアル番号付きのIBM機械であり、シリアル番号または「取引文書」記載のオーダー番号で識別されるものとします。「アップグレード」を受け取った「対象機械」は引き続き「対象機械」であり、「アップグレード」を受け取った「機械」は「対象機械」となります。「対象機械」にはIBMが「使用による受け入れ機械」として指定した「機械」が含まれますが、それに限定されるものではありません。

本特則で使用されている用語「BICまたはMCを制限、監視または報告するIBMの技術的手段またはその他の手段」は、「ご使用条件」で定義されている用語「**技術的手段**」に置き換えられるものとします。

本特則で使用されている用語「回避 (括弧なし)」は、ご使用条件で定義されている用語「**回避 (括弧あり)**」に置き換えられるものとします。